に限る。）による改正前の法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号若しくは令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号イ若しくは令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

［(2)～(4)　略］

５　租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項若しくは第８項（これらの規定を同条第19項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）若しくは第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第20項（第２号に係る部分に限る。）又は令和２年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）若しくは第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号ロ若しくは第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号又は令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第６号若しくは第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

［６～８　略］

ては租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される同法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

［(2)～(4)　同左］

５　租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は同令第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）又は同令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は同法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号又は同法第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

［６～８　同左］